

補助の対象となる改修工事一覧

No.	内容	特記事項
1	屋根のふき替え、塗装及び防水工事	
2	外壁等の張り替え、塗装及び防水工事	
3	雨どい等の取替え	
4	浴室、台所、洗面室及びトイレの改修工事	消耗品類や部品及び本体の付属物（リモコン等）のみの交換は除く。
5	機械設備工事（給排水衛生設備、給湯設備、換気設備、電気設備及びガス設備）	他の補助対象工事に伴う工事及び住宅の外部における配管、配線工事を含む。 給湯設備は高効率給湯器に限る。
6	床、内壁又は天井の張り替え及び塗装工事、その他内装工事	間仕切り変更工事、床暖房工事を含む。
7	No. 6 の工事と併せて行うふすま紙、障子紙の張り替え及び畳の取替え（表替え及び裏返しを含む。）	単独で行う場合は補助対象外。
8	建具又は開口部の取替え及び新設工事	シャッター等の取替え及び新設工事を含む。
9	断熱改修工事（床、外壁、窓、天井又は屋根の断熱工事等）	
10	バリアフリー工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅等の拡幅、エレベーターの設置その他これらに類する工事）	
11	既存住宅の増築工事	

備考

- 第5条第2項に定める再申請者における補助対象改修工事は、No. 1 及び No. 2 を合わせて施工する場合のみを対象とする。
- 国又は神奈川県、若しくは市が実施する他の補助制度等を利用する工事は補助対象外とする。
- 高効率給湯器とは、電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリット給湯器）とする。